

(HC1) 土木図書館委員会規則

昭和38年10月14日	制 定
昭和62年6月1日	一部改正
平成14年4月26日	〃
平成18年9月15日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 本委員会は、土木図書館が専門図書館として十分に機能し、土木工学の進歩及び土木事業の発展並びに土木技術者の資質向上を図り、学術文化の進歩と社会の発展に寄与できるよう、土木図書館活動について審議するとともに、必要な支援を行う。

(業務)

第2条 本委員会は、前項の目的達成のため下記の業務を行う。

- (1) 土木図書館の運営に関する事
- (2) 関連する学協会および諸公共機関等との調整に関する事
- (3) 学会内の他委員会との相互調整に関する事
- (4) 会員サービスに対応した図書館業務に関する事
- (5) 図書館長または担当部門の諮問事項に関する事
- (6) その他必要な事

(構成)

第3条 委員会は15名程度の委員をもって構成する（副館長を含む）。この中に委員長、幹事長を置く。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

3 このほか必要に応じて小委員会等を置くことができる。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長は委員の互選によって選出する。

2 幹事長及び委員は委員長が指名する。

3 委員の任期は、原則として2年とする。ただし再任を妨げない。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 本委員会の担当事務局は、図書館・情報室とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和38年10月14日から施行する。

附則 この変更内規は、昭和62年6月1日から施行する。

- 附則（平成14年4月26日 理事会議決） この変更内規は、平成14年4月26日から施行する。
- 附則（平成18年9月15日 理事会議決） この変更内規は、平成18年9月15日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する